



https://school.e-tokushima.or.jp/es_fukui/

阿南市立福井小学校
学校だより4月号-07
R6.04.30 No.7
文：校長 吉積 清



福井小学校の光と影

保護者・ご家族，地域の方々のご理解ご協力をいただき，令和6年度の新学期がスムーズに立ち上がっています。入学したての1年生はもちろん，2～6年生も進級した学年での新たな先生との出会いを機会に，学習や生活に前向きに取り組んでいます。その様子や雰囲気を少しでも届けることができればと，学校だより『シン山びこ150th』や学校ホームページにて発信しています。何より，ご家庭での話題のネタになればと願ってやみません。この学校だよりは週に1回以上発行，ホームページは学校勤務日に原則更新をめざしています。内容は，教育内容（成長過程）の公開ですので，児童の励みや保護者の皆様の喜びになることが中心です。いわば，教育の光の面です。ですが，私たち大人は，この光の面だけと向き合うわけではありません。そこには，試行錯誤や失敗，衝突といった影の面も存在します。この影に光が差すように取り組むのが日々の指導・支援です。承認と励まし，すべき指導を大切にします。

学校だよりは，児童一人ずつに配布しています。大人の感覚は，家庭に1枚で十分だと思われるでしょうが，配布時に全員が手にすることで，児童が内容を共有し，自分事，私たち事として受け止められると考えています。

最後に，『児童写真使用の承諾について』へのご意見をたまわったところ，全ご家庭より同意をいただき，誠にありがとうございました。児童のプライバシー保護に十分留意してまいります。よろしく願いいたします。



【5月の行事予定】 *○数字は校時，[わ]はわくわくタイム 4/30 現在

日	曜	行事等	日	曜	行事等
1	水	[わ]わくわく班顔合わせ	27	月	全校朝会
5	日	家庭人権学習の日	28	火	プール掃除，⑥学級の時間
7	火	⑥委員会活動	29	水	[わ]
9	木	公開授業日，②③交通安全教室	30	木	学校運営協議会(19:00)
10	金	帆船みらいへ体験乗船(下校 16:30~)	31	金	尿検査(2回目)
13	月	全校朝会，内科健診	【6月の主な予定】		
14	火	尿検査(1回目)，⑥クラブ活動	6	木	救急救命法講習会
15	水	[わ]，眼科健診	8	土	親子参観日，引き渡し訓練
16	木	集団下校訓練	9	日	県小学校体操発表会(代表児童)
20	月	学校安全の日，全校朝会	12	水	プール開き
21	火	⑥クラブ活動	19	水	科学センター学習(3・4年)
22	水	[朝]プロジェクト福井クワン作戦，心電図	21	金	PTA役員会
23	木	修学旅行，市教育研修会(下校 13:00)	27	木	宿泊学習(5年，牟岐少年自然の家)~28
24	金	修学旅行，遠足	30	日	市P連スポーツフェスティバル(小勝島グラウンド)

※ 変更の場合もご
ざいます。

5月 家庭人権学習の日

～ご家族で、人権について話してみよう～



今月のテーマは、『STOP！児童虐待』です。

◆ 児童虐待って?!

近年新聞や、テレビなどで報道されている虐待ですが、子どもへの虐待とは保護者により18歳に満たない子どもに加えられた行為（単なる事故ではない、故意を含む）で、子どもの心や身体を傷つけたり、健全な成長や発育を損なう場合をいいます。生命に危険のある暴行などに限らず、子どもに対する不適切な関わりはすべて含みます。「児童虐待防止法（H12.11.20施行）」では児童虐待を以下の4つの行為類型に分類していますが、それぞれが単独で起こることはむしろ少なく、いくつかのタイプが重複して見られることがあります。

◇ 身体的虐待

身体に外傷（打撲傷、内出血などのあざ、骨折、頭部外傷、刺傷、やけどなど）を与えたり、生命に危険を及ぼす暴力や行為（殴る、蹴る、首を締める、溺れさせる、逆さ吊りにする、冬の戸外に締め出す、熱湯をかける、異物を飲ませるなど）をさします。

◇ 性的虐待

性交、性的暴力、性的行為の強要をさします。性器や、性交を見せたり、ポルノグラフィーの被写体などを強要する、身体に執拗に触れるなども含みます。

◇ ネグレクト（養育の拒否、保護の怠慢）

保護者の拒否や怠慢により、健康状態や安全を損なう行為をさします。適切な食事を与えない、入浴をさせない、不潔な服を着続けさせる、極端に不潔な環境のなかで生活をさせるなど。また、病気になっても医師の診察を受けさせない、子どもの意思に反して学校などに登校させない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車中に放置する、子どもを遺棄するなど。

◇ 心理的虐待

ひどい言葉を投げかけたり、極端に無視するなど、言葉による脅かしや拒否的な態度で、子どもに心理的外傷を与える行為をさします。子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、他の兄弟姉妹と著しく差別的な扱いをするなど。また、父母間の暴力を見せてしまうことも虐待となります。

◆ 虐待に気づいたら!?

「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに通告しなければなりません(児童虐待防止法第6条)」とあり、近所で、学校で、親戚の間で、児童虐待を見つけた時はまず、居住の市町村虐待対応窓口・こども女性相談センター(児童相談所)・警察署などに通告してください(電話でもかまいません)。児童虐待に関する相談・通告を、24時間365日受け付けています。

→ **189（児童相談所虐待対応ダイヤル、通話料無料）**

→ **徳島県南部こども女性相談センター 0884-22-7130**

☆ 通報を受けた機関は、通告者の秘密を守ります。そして、関係機関が連携して子どもと保護者に適切な支援をします。決して自分だけで解決しようとししないでください。

♥ 徳島県はぐくみ支援ポータルサイト とくしまはぐくみネット より

→ <https://www.tokushima-hagukumi.net> →

